



2026 年度春学期(I 期) 自習キャレル・ロッカー特別利用 募集要項〔 継続・新規 〕

本制度は、本年度の司法試験の合格を目指す年度法務専修生が自習キャレルとロッカーの貸与を受けるためのものです。貸与を希望される方は本要項を十分確認したうえ、所定の手続きを行ってください。

- 対 象：2026 年度 法務専修生かつ令和 8 年(2026 年)司法試験出願者
- 利用場所：3F 自習室（教職研究科と共有）
- 利用期間：2026 年 4 月 1 日(水) ～ 2026 年 9 月 25 日(金)
※専修生の在籍期間にかかわらずセメスター毎の利用申請となります。
- 利 用 料：15,000 円
- 申込期間：2026 年 2 月 24 日(火) 13：00 – 2026 年 3 月 6 日(金) 17：00
※窓口開室時間(平日 13：00-17：00)のみ受け付けます
【注意】法務専修生の申込みとは別に、**キャレル・ロッカーの申込みが必要**です。
- 番号発表：2026 年 3 月 11 日(水) 予定 LET および manaba+R にて発表
- 移動完了日：2026 年 3 月 18 日(水)
※一斉移動日は設けません。期限までに移動を完了させてください。
3 月 19 日(木)以降に残っている荷物については、撤去・廃棄処分します。

1. 手続き方法

①申請用紙に必要事項を記入

②以下のいずれかの方法にて証紙(15,000円分)を購入し、申請書とあわせて事務室に提出

- 朱雀生協のレジにて『専修生自習室利用』の証紙(15,000円)を購入。
- 証明書発行機(1F)タッチパネルの「キャリア エクテン」をタッチして『朱雀専修生自習室利用料』(3,000円×5枚)を選択し購入。
 - ※ 証明書発行機で購入の場合、生協アプリ、交通系ICカード(PITAPA 除く)、現金での購入が可能です。現金支払いの場合、一度に取引できる最大金額が5,000円のため、証紙1枚ごとに手続きを完了させ再度購入する必要があります。支払方法の併用はできません。

※法務専修生の不許可判定された方が、すでに自習室利用料を支払っていた場合は、利用料を返金します。詳細は個別該当者に連絡します。

2. キャレルの交換・未利用席への移動について

【キャレルの交換】

事務室にて配布の「キャレル交換誓約書」を法務専修生双方が提出した場合は可能です。

【未利用席への移動】

4月13日(月)以降、申請により未利用席への移動が可能です。

3. 司法試験 受験番号・成績の報告<誓約書承諾事項>

朱雀エクステンションセンターへの報告が義務となります。報告がない場合、次回以降の利用を認めない場合があります。

◆令和8年(2026年) 司法試験 試験地/受験番号

◆令和8年(2026年) 司法試験 成績 (短答・論文・総合) ※到着次第

4. 注意事項

(1)キャレル・ロッカーの申込みについて

キャレル・ロッカーの使用には、申請が必要です。「**法務専修生**」申請とは別の**手続き**になりますので、注意してください。<キャレル・ロッカーの両方の申込みが必要>

申込みをされない方は、4月以降キャレル・ロッカーを利用できません。放置荷物は撤去・廃棄します。

(2)利用可能時間・曜日

6:00~0:30 毎日(土日祝、お盆、年末年始も利用可能)

(3)放置された荷物、キャレルの範囲を超えて置かれた荷物について

通路や割当外のキャレルにある荷物は予告無く撤去し、3ヶ月経過した時点で処分します。移動完了日以降も放置された荷物については予告なく撤去し、3ヶ月経過した時点で処分します。必ず期日までに荷物を移動させてください。

(4)空きキャレル・空きロッカーの無断利用禁止

未利用のキャレルの勝手な利用は厳禁です。自分の座席を勝手に他人に貸し出す行為も禁止されています。

(5)椅子・袖机の場所移動禁止

全てのキャレル・椅子は場所が登録されており、定期的に点検をしています。未使用席から椅子を動かすことは禁止されています。

(6)自習室は飲食禁止

自習室および教室は、原則として飲食禁止です。例外として、カップのついた飲料・飴・チョコレート、ガムのみです。

(7)給湯室の利用について

3階自習室横に給湯室がありますが、臭いが出る調理は避けてください。

給湯室内には法務専修生用の冷蔵庫と電子レンジを設置しています。冷蔵庫利用の際は、保管するものに氏名を記載してください。臭いの強いものや賞味期限の切れたもの、一人で大量の食品を保管しないでください。汚れた際は必ず清掃を行い、清潔に使ってください。ごみの放置等もしないでください。保管物品の破損や盗難については、大学は責任を負いません。

故障や汚損のないよう、大切にご利用ください。

(8)その他

書籍・荷物は自キャレル内に置き、通路等にはみ出すなど他人に迷惑が掛かるような行為は慎んでください。また自習室内で参考書等の紛失が発生しています。自身の持ち物には記名をし、貴重品については各自管理してください。

自習室のルールを守られない場合、誓約書の「著しく不適切な利用実態と認められた場合、特別利用の中止を命じられても異議申立てしません。」という条項に従い、利用中止を命ずることがあります。ルールを遵守し、周囲に配慮した利用をこころがけてください。

2026 年度法務専修生へ出願していない方は申込みできません。

2026 年度 春学期自習キャレル・ロッカー特別利用 申請書

氏名													
区分 <small>(いずれかにチェックをつける)</small>	<input type="checkbox"/> 継続利用 (2025 年度法務専修生でキャレル利用者、および 2026 年 3 月修了者) <input type="checkbox"/> 新規利用												
修了年月	年 月 修了												
令和 7 年(2025 年) 司法試験出願状況	<input type="checkbox"/> 受験済 <input type="checkbox"/> 不出願												
【継続利用】	2025 年度 法務専修生証番号	8	7	3	9	2	5						
	2025 年度 学生証番号 (該当者のみ)	7	3	1									

誓約書

1. 司法試験合格の栄冠を勝ち取るべく、日々努力研鑽に励みます。
2. 下記の項目について立命館大学朱雀イノベーションセンターへ速やかに報告します。
◆令和 8 年(2026 年) 司法試験 試験地/受験番号
◆令和 8 年(2026 年) 司法試験 成績 (短答・論文・総合) ※到着次第
3. 自習室利用に関わっては、自習室の良好な学習環境を維持するために、私語等を慎み他人へ迷惑の掛かることがないように、利用ルールを遵守します。
4. 著しく不適切な利用実態と認められた場合、特別利用を中止されても異議申立てしません。
5. 利用期間以降に荷物が残っていた場合や、割当外の場所に荷物を置いていた場合、それらを予告なく撤去され、処分されても異議申立てしません。
6. 学内で実施される模擬試験や予想答練を学習計画に取り込み積極的に利用します。

氏名(自署)

提出先:朱雀独立研究科事務室